

令和7年8月1日

申請・届出等に係る添付書類の提出方法について（ご案内）

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく申請・届出等に係る添付書類のうち、公的機関が発行する書類（住民票の写し、身分証明書等）については、従来原本の送付を求めていましたが、G ビズフォームを通じたPDFや画像データでの提出も可能といたします。

手続の効率化に向け、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

※留意点

- ・ スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、主務省から原本送付を求める可能性がございます。
- ・ 税・手数料の納付が必要な手続において、別途、税・手数料の納付を証する書類（収入印紙等）の原本送付が必要です。

【問合せ先】

農林水産省

大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

（直通）03-6744-1858

経済産業省

商務情報政策局商品市場整備室

（直通）03-3501-5895